

平成30年度

大田区立障がい者総合サポートセンター
(さぽーとぴあ)

事業概要



平成30年9月

はじめに

平成27年3月に開所した大田区立障がい者総合サポートセンター（愛称：さぼーとぴあ）は、今年の3月で開所丸3年を経過しました。この間、利用者様はじめ近隣の住民の皆様、関係機関の皆様のご協力により順調に事業が推進されてきたものと感謝しております。

現在、平成31年の3月の完成を目指して、増築工事を実施しています。増築部分では、短期入所事業、発達障がい児の支援事業、さらに地域交流スペース（カフェ）事業の充実を図り、グランドオープンする予定です。

今後とも、皆様のご支援、ご協力のほど、お願い申し上げます。



大田区立障がい者総合サポートセンター （愛称：さぼーとぴあ）

障がい者の生活を総合的に支える、
地域みんなの施設です。

集い 連携 専門性 サービス向上

- ★障がい者総合サポートセンター（愛称：さぼーとぴあ）は、障がい者の暮らしを総合的に支える拠点施設として、平成27年3月にオープンしました。
- ★障がい者の自立と社会参加を促進し、障がいのある人もない人もともに支え合う「共生社会」の実現を目指して、取り組みを進めています。

施設のコンセプト

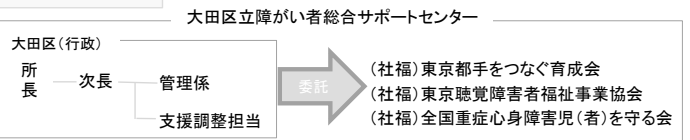


- 声の図書館の運営、年間利用回数は1万5千回超
- 障がい関連情報コーナーの運営 年間1千件以上の利用
- ④就労支援部門
大田区における障がい者就労支援センターとして就労移行支援、就労定着支援、就労支援ネットワーク事業等、区障害者就労支援事業を実施しています。
 - 就労相談年間約2千件
 - 就労定着支援登録者約500名 支援回数約3千回
 - 就労者の居場所支援（たまりば）参加者年間2千名
 - 就労推進のための就労支援ネットワーク事業への参加支援機関等、年間1千名超
- ⑤施設の貸し出し
障がい者団体等の活動にご利用いただける集会室、多目的室を貸し出し（無料）しています
 - 障がい者団体は3か月前、一般は1か月前から受付。午後の稼働は高い。

現在の事業概要（5部門で事業を展開中）

- ①相談支援部門
障がいに関するさまざまな相談に応じています。虐待防止センター業務、意思疎通支援業務等も実施しています。また、支援機関向けの人材の育成も行います。
 - 相談件数は増加傾向（29年度は約1万3千件 対前年15%増）
 - 内容は、センターが周知されることによっていわゆる基本相談が増加
 - ネットワーク構築（相談支援連絡会、GH連絡会等）のための事業者連絡会を開催
 - 体系的な人材育成の実施（研修年間30本以上実施）
 - 意思疎通支援事業による手話通訳等の派遣が増加
- ②居住支援部門
障がいのある方が地域で暮らしていくためのさまざまな訓練を行っています。
 - 機能訓練、生活訓練ともに契約者数は増加傾向を示す
 - 障害者手帳を有しない発達障がいや高次脳機能障害への対応が増加
- ③地域交流支援部門
障がいのある方もない方も豊かな地域生活を送れるように、人々の交流や余暇を充実させる支援、障がいの理解促進のための支援、ボランティアや当事者団体の活動支援、福祉施設の生産活動支援、声の図書館運営などを行っています。
 - 年間50回以上の余暇活動支援（ダンス、講座等）を実施、約1千名の参加
 - 1階CAFÉぴあの運営 売上年間約300万円、約1万3千名が来客
 - 3階に専用のボランティア活動室を設置、団体用貸ロッカーもあり。

運営のかたち



拡充する予定の機能（平成31年3月開設、増築中）

- ①医療的ケアのある方・重い障がい者の方にも対応した短期入所機能
医療的ケアもある重症心身障がい児（者）の方等も対象とした短期入所事業を行います。しずか。診療所（有床）の空床利用による短期入所事業を実施。
- ②学齢期の発達障がい児の支援機能
学齢期を主たる対象に、発達障がいの医師等による診断、専門相談、計画相談、療育事業、地域支援事業等の発達支援事業を行います。
- ③地域交流機能（地域交流スペースの運営）
利用者の方、障がいの方が憩い、地域の方が集い、気軽に利用できるスペースの設置運営を予定しています。障がい者をスタッフとして雇用し、喫茶・障がい者施設の生産品の販売、障がい理解イベント機能等を備えます。

障がい者総合サポートセンター 事業一覧

※事業概要記載事項の説明

1 事業名の右側は、事業の種類と()内は財源の種別について、次の区分で記載しています。

(1) 事業の種類

- 区・・・・・・区の単独事業
- 国補助・・・・国庫補助事業
- 都補助・・・・都補助事業
- 都条例・・・・都条例に基づく事業
- 法定1・・・・国の法定受託事務
- 法定2・・・・都の法定受託事務

(2) 特定財源の種別

- (国直、定額)・・・・国庫支出金の直接事業による定額補助
- (国○/○)・・・・国庫支出金の補助割合による補助
- (国間、定額)・・・・国庫支出金の間接事業による定額補助
- (国間○/○)・・・・国庫支出金の間接補助割合による補助
- (都、定額)・・・・都支出金の定額補助
- (都○/○)・・・・都支出金の補助割合による補助

2 概要欄は平成30年度の事業概要について記載しています。

3 実績欄は、基本的に平成29年度の実績について記載しています。

| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：施設管理費 区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|-------------|------|-------------|---|------|-------------|---|---------|------------|---|------|------------|---|---------|----------|---|----------------|----------|
| 概 要 | <p>(目的) 平成27年3月1日より開設した、障がい者総合サポートセンターを利用者が使いやすいよう施設の環境整備及び庁舎管理を行います。 なお、平成31年3月には増築部分開設予定です。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎清掃 2 送迎バスの運行（自立訓練利用者送迎、障がい者総合サポートセンターの利用者と主要駅等を結ぶルートバスの運行） 3 建物等管理委託（設備の保守委託等） 4 光熱水費 5 維持補修工事費 6 一般需用費・使用料及び賃借料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実 績 | (決算額) 68,448,701円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">庁舎清掃</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">25,230,960円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>送迎バス</td> <td style="text-align: right;">30,585,600円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>建物等管理委託</td> <td style="text-align: right;">5,534,924円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>光熱水費</td> <td style="text-align: right;">6,458,783円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>維持補修工事費</td> <td style="text-align: right;">438,264円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>一般需用費・使用料及び賃借料</td> <td style="text-align: right;">240,170円</td> </tr> </table> | 1 | 庁舎清掃 | 25,230,960円 | 2 | 送迎バス | 30,585,600円 | 3 | 建物等管理委託 | 5,534,924円 | 4 | 光熱水費 | 6,458,783円 | 5 | 維持補修工事費 | 438,264円 | 6 | 一般需用費・使用料及び賃借料 | 240,170円 |
| 1 | 庁舎清掃 | 25,230,960円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 送迎バス | 30,585,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 建物等管理委託 | 5,534,924円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 光熱水費 | 6,458,783円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 維持補修工事費 | 438,264円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 一般需用費・使用料及び賃借料 | 240,170円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 区 |
|-----|---|
| | <p>※次の1～14までの事業については再掲</p> |
| 概 要 | <p>(目的) 障がいのある人の生活を総合的にサポートするため、平成27年3月1日より開設しました。なお、平成31年3月には増築部分開設予定です。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援部門 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者相談支援事業 相談支援専門員が障がいに関する各種相談に対応します。 (2) 特定相談支援事業 障害福祉サービス利用の際に必要なサービス等利用計画の作成のための計画相談を実施。 (3) 一般相談支援事業 入所施設や長期入院から地域へ移行するための支援や地域生活を継続するため |

の定着支援を実施。

(4) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援機関との連携の強化を図ります。

ア 総合的・専門的な相談支援の実施

社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・介護支援専門員等の資格を有する相談支援専門員が各種相談に幅広く対応。精神科医・臨床心理士等の専門職との相談や、ピアカウンセラー事業の相談を実施。

イ 地域の相談支援体制の強化の取組

① 地域の相談支援事業者に対する訪問等による支援

② 地域の福祉サービス事業者等に対する体系的な人材育成支援の推進

障がい福祉人材の数の確保と質の向上に取り組む。情勢の変化に対応した「大田区ならではの」内容で、参加屋が「つながる」ことのできる研修を実施。

③ 連携を目的とした会議の開催

○相談支援事業所連絡会おおた

月1回定例で開催。①各事業所の状況報告、②困難事例の検討、③行政情報の共有等を内容にして連携を図っています。

○大田区自立支援協議会との連携

障がいのある方の地域における自立した生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として区が設置しています。

・協議会委員：22人（福祉、地域、保健医療、学識経験）

・本会・運営会議：年3回程度開催

・専門部会：5つの専門部会を構成、各部会ともに年間を通じての開催。

・基幹相談支援センターとしては、（*）に委員として参加しています。

・相談支援部会（*） ・防災部会

・就労支援部会 ・こども部会（*）

・地域移行・地域生活支援部会（*）

(5) 障害者虐待防止の体制整備の推進（大田区障害者虐待防止センター）

大田区障害者虐待防止センターとして虐待の通報・届出の受付窓口として、障害福祉課と連携し対応します。

(6) 障害者の差別解消にかかわる相談

障害者差別に関する相談の受付窓口として、障害福祉課、地域福祉課と連携し関係部局とともに対応します。

(7) 意思疎通支援事業・手話通訳派遣窓口

サポートセンターに手話通訳者が常駐して受付・派遣の調整業務を担当します。運営は（社福）東京聴覚障害者福祉事業協会に業務委託しています。

サポートセンター窓口に来所した聴覚障がいのある方に対する手話通訳活動や電話代行なども対応します。

平成28年度から、障害者差別解消法の取り組みの一環として、区役所内各課が主催する事業における必要な手話通訳の配置について、サポートセンターにおいて手話通訳者の調整業務と費用の負担を担当しています。

ア 手話通訳派遣窓口、大田区登録手話通訳者の派遣、要約筆記者の派遣

- イ 手話講習会（通訳養成課程、中途失聴・難聴者向け講習会）
- ウ 聴覚障がい者の理解啓発講座
- エ 聴覚障がい者との懇談会

2 地域交流支援部門

障がいに関する情報を集約して、「サポーター」の輪を広げ、障がいのある方もない方も地域で豊かな生活が送れるようにともに歩んでいきます。

(1) 余暇活動支援事業

障がいのある方が楽しく参加できるイベントを定期的開催。

(2) 障がいや障がい者に対する理解啓発活動

福祉機器体験会など、障がいの理解啓発を促進する事業の企画検討。

(3) 声の図書室の運営

視覚障がいのある方や墨字での文字情報の獲得が困難な障がいのある方に対し、点字図書、録音図書の製作、閲覧、貸出、対面朗読を実施。

また、障害者差別解消法の取り組みの一環として、区役所内各課が作成する刊行物の音訳・点訳作業を積極的に行うとともに、主に視覚障がいに関する理解啓発を推進していきます。

(4) 生産活動支援

区内福祉施設への業務のアウトソーシング、自主生産品の製作・販売について、生産活動支援施設連絡会の機能を活用して連携していきます。また、共同受注の仕組みづくりについて取り組みます。

(5) ボランティア活動室の運営

印刷機・コピー機・貸しロッカーの設置。グループの会合や作業等に活用。

(6) 障がい関連情報コーナーの運営

福祉関係の図書や資料を閲覧。情報検索ができるインターネット端末を使用。

(7) 喫茶コーナー（CAFÉぴあ）の運営

休憩スペースとしても自由に利用可能で、軽食と自主生産品の販売。

(8) 施設の貸し出し

障がいのある方の諸活動の促進、福祉の向上・障がいに関する理解啓発、地域交流を図る活動のために、集会室や多目的室を広く貸し出しします。

3 就労支援部門

仕事を通して社会に貢献することは、単に生活の糧を得るためだけではなく、いきいきと充実した生活を送ることにつながります。大田区では、障がい者就労支援センターを中核として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等関係機関と連携して就労支援に取り組みます。

障がい者就労支援センターでは、一般企業への就労を希望する障がいのある方の相談や職業訓練の充実に取り組むとともに、安心して仕事を続けられるよう、職場訪問や就労後の相談など職場定着支援にも力を注いでいきます。

障がい者就労支援センターは、障がいのある方へ直接支援を行う次の(1)～(3)の事業は委託事業者が実施。(4)は側面支援で区担当と協働実施。

(1) 就労相談事業※委託事業者が実施

就労に関する総合相談窓口として、障がいのある方やその家族・企業・関係機関からの電話や来所による相談に対応します。必要に応じ情報提供や他支援機関利用のための同行や職業評価などを行います。

ア 就労相談

イ 職業評価（多様な障がいに対応）

ウ 高次脳機能障がい者の復職・就労準備支援プログラム（継続実施）

専門家にプログラムの作成とフィードバック時に助言をもらい、ご本人の復職・求職活動の参考にしてもらうものです。

(2) 就労促進支援事業（障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業）

障がい特性に応じた個別の支援計画を作成し、関係機関と連携しながら就職に向けた支援、就労後の支援を行います。利用のためには、障害福祉サービス受給者証が必要です。面接・利用前実習後、評価会議を行い契約します。訓練期間は、原則として2年間です。定員は、20人。

ア 個別支援計画の作成

登録後1か月以内に個別支援計画面談を行い作成します。3か月ごとに見直しを行います。

イ 就労準備支援

受注作業・体験実習・企業見学・生活講座・当番活動などとおして作業適性評価、労働習慣・社会スキル獲得の支援を行います。

ウ 求職活動支援

企業面接同行、ハローワーク相談、企業実習、通勤支援、職場内支援、職場訪問などを行います。

エ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労した方の就労に伴う生活上の支援課題の把握、企業や家族との連絡調整及び課題解決に向けての支援を行います。

(3) 就労定着支援事業（区市町村障害者就労支援事業）

企業で働く障がいのある方が職場に定着できるように支援を行います。支援開始時には登録契約をお願いしています。

ア 就労定着支援

職場訪問、問題解決支援、職場復帰をめざしたりセット事業、離職時支援、転職支援を行います。

イ 就労生活相談

関係機関と連携しながら、健康管理、金銭管理、家庭問題、福祉サービスの利用、将来設計、人間関係などの課題解決に取り組みます。

ウ 就労障がい者自助活動支援事業（通称「たまりば」事業）の実施

就労している障がいのある方が仲間と支え合うことにより就労の安定を図り、社会性・自主性を育むことを目的として実施します。

[実施日] 毎週金曜日 17:30～20:30

[場所] 就労支援センター（第3金曜日のみ、大森にある「カフェ・スペースC」）
平成29年度は昨年同様、並行して講座型「たまりば」を年間4回実施予定。

(4) ネットワーク構築事業

大田区内外の関係機関と連絡調整、機能の相互利用を行いながら連携を深め、独自のネットワークを活用し就労支援を行います。新規就労者80人、就労定着者550人をめざします。

ア 就労支援ネットワーク会議の運営＝障がい者就労支援センターが事務局

①大田区自立支援協議会就労支援部会 年10回19機関の参加

②大田区障害者就労促進担当者会議 身体・知的障がい/年12回41機関の参加

③就労移行支援事業所連絡会＝ 年6回15機関の参加

④職場体験実習実行委員会＝精神障がい/年6回程度希望の機関が参加

イ ネットワーク事業

障がい者雇用の理解と促進を目的とした事業、各会議で企画実施。

[年間予定] 就労支援情報説明会（5月）

就労支援担当者セミナー（6・9・1月）

就労者激励会（身体・知的中心：8月）

就活講座（①知的中心：7・12・1月、②精神・発達中心：7・2月）

就労移行支援事業所説明会（6月）

家族向け講演会（10月）

就労促進懇談会（11月）

| | |
|----|---|
| | <p>体験実習報告会（1月） 就労支援部会公開セミナー（2月） 就労者・就労希望者交流会（精神・発達・高次脳機能：3月） 等の事業を実施します。</p> <p>ウ 各機関との連携 ハローワーク、特別支援学校、各地域福祉課、就労継続支援 A・B型事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センター・生活支援機関、精神科デイケア、広域就労支援機関（東京障害者職業センター・東京ジョブコーチ支援室、東京しごと財団、東京都心身障害者福祉センター、職業能力開発センター、就業・生活支援センター、東京都）などと連携します。 区内就労支援機関には、情報交換のため年3回程度の訪問を行います。</p> <p>エ 企業等との連携 ハローワークや関連機関からの情報、企業からの相談から新規職場や職場体験（公共機関も含む）を開拓し、ネットワーク内外の支援機関に情報提供します。</p> <p>オ 障がい者就労支援に関する調査及び統計の実施 カ 理解促進研修・啓発事業の実施</p> <p>4 居住支援部門 住み慣れた地域で自分らしく住み続けられるように、区内在住で18歳以上の障がいのある方に必要な訓練を実施します。（利用には、障害福祉サービス受給者証が必要です。）</p> <p>(1) 自立訓練（機能訓練）（障害者総合支援法に基づく） ア 定員 1日あたり15人 イ 利用期間 1年6カ月以内（必要が認められた場合、最長1年の更新） ウ 事業内容等 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、グループ活動など</p> <p>(2) 自立訓練（生活訓練）（障害者総合支援法に基づく） ア 定員 1日あたり10人 イ 利用期間 2年以内（必要が認められた場合、最長1年の更新） ウ 事業内容等 家事訓練、健康管理プログラム、社会生活技能訓練など</p> <p>5 短期入所部門（仮）※増築施設部分 医療的ケアもある重症心身障がい児者の利用を中心とした短期入所事業</p> <p>6 児童発達支援部門（仮）※増築施設部分 学齢期を中心とした発達障がい児支援事業 障害児相談支援事業・放課後等デイサービス</p> |
| 実績 | <p style="text-align: right;">（決算額）266,316,756円</p> <p>1 相談支援部門 相談延件数 13,550件 特定相談支援事業における契約者数 81人、専門相談件数 235件 ピアカウンセリング 25件、人材育成研修 31件</p> <p>2 地域交流支援部門 音声図書の作成 106件、点字図書の作成 25タイトル 余暇活動支援事業延べ参加者数 1,446人</p> <p>3 就労支援部門 相談延べ件数 1,728件、新規就労者数 16人 定着支援業務 3,456件（登録者数509人）</p> <p>4 居住支援部門 自立訓練（機能訓練）H30.3月末契約者数 23人 自立訓練（生活訓練）H30.3月末契約者数 22人</p> <p>運営を、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に業務委託</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 1 自立支援協議会の運営 | 区 |
| 概要 | <p>障がい者等への支援の体制の整備を図るため、相談事業をはじめ地域の障がい者福祉の課題について、具体的な検討を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 構成 協議会委員及び専門部会のみ委員（いずれも障がい当事者、団体、福祉施設関係者、福祉サービス事業者、学識経験者、行政機関等） 2 本会の開催 専門部会での取り組みをもとに、障がい者福祉の課題について検討します。 3 専門部会の開催 専門的な調査検討を行うために、専門部会を開催します。 (1) 相談支援部会 (2) 防災部会 (3) 就労支援部会 (4) こども部会 (5) 地域移行・地域生活支援部会 4 自立支援協議会だよりの発行 自立支援協議会の活動をより多く知っていただくために、自立支援協議会だよりを引き続き発行します。 | |
| 実績 | <p>(決算額) 報償費(委員)・委託料(ヘルプカード封入)・消耗品費 6,461,734円 委員 22人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域 5人(教育機関関係3人、社会福祉協議1人、その他1人) 2 福祉 15人(障がい者団体8人、相談支援事業者2人、福祉施設関係者・福祉サービス事業者等 5人) 3 保健医療 1人 4 学識経験 1人 <p>専門部会のみ委員 42人 会議等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全体会 3回 2 専門部会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談支援部会 8回 (2) 防災部会 7回 (3) 就労支援部会 10回 (4) こども部会 10回 (5) 地域移行部会 9回 3 研修会 5回 4 防災訓練への参加 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大田区総合防災訓練 2回参加 ア 大森西地区 平成29年10月8日(日) イ 雪谷地区 平成29年10月15日(日) (2) 福祉避難所開設訓練 1回 平成30年2月14日(水)実施 5 作成物 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成29年度大田区自立支援協議会報告書 (2) ヘルプカードの改良(防災部会) (3) 発達支援マップの改定(こども部会) (4) 大田区自立支援協議会だよりの発行(2回) | |

| | | |
|-----|---|--------------------|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 2 高次脳機能障がい者支援事業 | 都補助 (都3/4、区1/4) |
| 概要 | 相談支援を行い、区内機能訓練事業所連絡会、高次脳機能障がい者連絡会、出前講座、講演会を開催します。 また、講演会用ポスター・チラシや啓発用リーフレット・冊子を活用し、高次脳機能障がいの普及啓発に努めます。 | |
| 実績 | <p style="text-align: right;">(決算額) 委託料 274,200円</p> 1 広報・啓発活動 (1) 子どもの高次脳機能障がい講演会 平成30年2月22日実施 参加人数 81人 (2) 出前講座 6件 (3) 連絡会や相談窓口等でリーフレット等配布 「高次脳機能障がいリーフレット」 「高次脳機能障がい者家族のための冊子」 2 ネットワークの構築 (1) 区内機能訓練事業所連絡会の開催(年12回) (2) 高次脳機能障がい者連絡会の開催(年2回) 平成29年6月8日実施 参加人数 33人 平成29年12月7日実施 参加人数 32人 3 相談支援事業 直接相談(実人数) 69人 電話相談(延べ件数) 104件 | |

| | | |
|-----|--|-------|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 3 ケアマネジメント能力向上のための研修の実施 | 一部都補助 |
| 概要 | 障がい者の生活をトータルに支援する手法の取得のための研修を行い、障害福祉サービス従業者等のケアマネジメント能力の向上を図ります。 | |
| 実績 | <p style="text-align: right;">(決算額) 委託料 954,918円</p> 1 ケアマネジメント研修 (1) 「大田区の障がい福祉を知る」(区内障がい者支援従事1～3年目職員対象) 平成29年7月28日実施 参加人数 36人 (2) 「発達障害の理解および支援の基礎」 (相談支援事業者・サービス提供事業所等対象) 平成29年11月20日実施 参加人数 63人 (3) 「精神科の薬の知識を深める」(区内障害福祉事業所職員対象) 平成30年1月17日実施 参加人数 76人 (4) 「障害福祉サービスと介護保険サービスの理解」 (区内介護支援専門員・相談支援専門員) 平成30年3月12日実施 参加人数 32人 2 相談支援従事者初任者研修 平成29年8月24、25、28日 9月1、11日実施 参加人数 17人 3 相談支援専門員育成セミナー (1) 「生活保護と障害年金の基礎知識」 平成30年1月29日実施 参加人数 52人 (2) 「成年後見制度の基礎知識」 平成30年2月14日実施 参加人数 30人 4 移動支援従業者養成研修 平成29年12月10・16・17日実施 参加人数 9人 5 地域移行・地域定着支援研修 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの理解」 平成30年3月9日実施 参加人数 35人 | |

| | | |
|-----|---|-------|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 4 身体障害者・知的障害者相談員活動推進事業 | 一部都補助 |
| 概要 | (目的) 相談員の資質の向上と相談業務の円滑な運営に資するため、研修会等を開催します。 (内容) 相談員研修会 年2回 (対象) 身体障害者相談員 26人 知的障害者相談員 19人 | |
| 実績 | (決算額) 委託料 1,812,033円 1 身体障害者相談員 26人 知的障害者相談員 19人 相談件数 身体：278件、知的：517件 2 相談員研修会 (1) 身体障害者相談員研修会 平成29年6月2日「地域での相談員の役割と社会福祉情勢 地域福祉課との連携」 (参加者) 身体障害者相談員 15人、地域福祉課職員 7人 (2) 知的障害者相談員研修会 平成29年6月9日「地域での相談員の役割と社会福祉情勢 地域福祉課との連携」 (参加者) 知的障害者相談員 13人、地域福祉課職員 8人 (3) 身体障害者相談員・知的障害者相談員合同研修 平成29年12月22日「おおた障がい施策プランの位置づけ」 (参加者) 身体障害者相談員 14人、知的障害者相談員 6人 | |

| | | |
|-----|--|--------------|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 5 障害者虐待防止の体制整備の推進 | 国補助 (国10/10) |
| 概要 | (目的) 障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することは極めて重要です。「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進します。 (内容) 1 区町村障害者虐待防止センターの運営と、法に基づく適切な支援の実施 障がい者総合サポートセンターに「市区町村障害者虐待防止センター」を設置し、通報窓口・相談窓口としての機能を推進します。 2 障害者虐待についての理解啓発のためのパンフレットの配布 周知用パンフレットを関係機関、区民等に広く配布し、障がい者虐待防止についての周知活動を推進します。 3 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施 障がい福祉従事者に対し、初任者、中堅従事者及び管理者向けの階層別研修を行い、障害者虐待を未然に防ぐ取り組みを行います。 | |

| | |
|-----|---|
| 実 績 | (決算額) 委託料 100,233 円 |
| | <p>1 障害者虐待防止法研修</p> <p>(1) 平成 29 年 7 月 3 日 「～振り返ってみよう、あなたの支援～」 (初級) 障がい者支援従事 1～3 年目職員対象 参加者 61 人</p> <p>(2) 平成 29 年 8 月 7 日 「～あなたの支援は大丈夫?～」 (中級) 障がい者支援従事職員 (中堅) 対象 参加者 75 人</p> <p>(3) 平成 29 年 9 月 5 日 「事業所として虐待防止に向けて必要なことは ～あなたの施設はどう取り組んでいますか～」 障がい福祉事業所管理者等対象 参加者 52 人</p> |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 国補助 (国直 1/2)、 6 意思疎通支援 (都 1/4、区 1/4) |
| 概 要 | <p>(目的) 聴覚障がい者及び言語機能障がい者に対して、手話通訳者等を派遣し、聴覚障がい者の日常生活上のコミュニケーションを援助することによって、その福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 聴覚障がい者が官公庁・医療機関等へ出向く時、意志の疎通を円滑にします。 (1) 区登録手話通訳者を派遣：回数は月 4 回以内。 (2) 手話通訳者の派遣及び要約筆記者の派遣 (委託先、社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会)：制限なし</p> <p>(対象) 大田区内に住所を有する聴覚障がい者で、身体障害者手帳の交付を受けた者</p> |
| 実 績 | (決算額) 委託料・報償費 36,851,902 円 |
| | <p>区 登録手話通訳奉仕員 5 人 登録障がい者 228 人 登録手話通訳者 41 人 派遣回数 延 2,446 回 東京手話通訳等派遣センター委託分 手話通訳者派遣 388 件 要約筆記派遣 68 件</p> |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 一部都補助 7 手話講習会・点訳講習会 |
| 概 要 | <p>1 手話講習会 広く区民に手話を学ぶための場を提供し、手話の基礎的知識を習得し、手話技術を学ぶことによって、聴覚障がい者への理解を深め、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図ります。手話通訳養成課程においては、手話通訳技術、聴覚障がい者問題の理解をより深め手話通訳者を目指します。 (内容) 初級・中級・上級・通訳養成の 4 課程 (各 1 年間)、昼間・夜間の 2 クラスで実施。 (対象) 区内在住・在勤の聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある者</p> <p>2 点訳講習会 広く区民に点字を学習する場を提供し、点訳の基礎的知識を習得し、点訳技術を学ぶことによって、視覚障がい者への理解を深め、もって視覚障がい者福祉の増進を図ります。 (内容) 入門クラス、初級クラス (対象) 区内在住・在勤の視覚障がい者の福祉に理解と熱意のある者 ※委託先 社会福祉法人大田区社会福祉協議会</p> |

| | | |
|-----|---------------------------|---------------------------------|
| 実 績 | (決算額) 委託料・報償費 5,226,064 円 | |
| | 1 手話講習会 | 初級・中級・上級は年間 40 回、通訳養成課程は年間 30 回 |
| | 初級(昼) 修了者 38 人 | 初級(夜) 修了者 38 人 |
| | 中級(昼) 修了者 26 人 | 中級(夜) 修了者 29 人 |
| | 上級(昼) 修了者 19 人 | 上級(夜) 修了者 18 人 |
| | 通訳養成(昼) 修了者 7 人 | 通訳養成(夜) 修了者 5 人 |
| | 2 点訳講習会 | 入門クラス 11 回、初級クラス 11 回 |
| | 入門クラス 修了者 8 人 | 初級クラス 修了者 5 人 |

| | | |
|-----|--|-----------------------------|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 8 視覚障害者支援事業〔大田区声の図書室〕 | 国補助(国1/2) (都1/4、区1/4) |
| 概要 | 視覚に障がいのある人等を対象に、点字図書や録音図書等の製作・貸出しを行うほか、区報などの情報を提供します。また、点字講習会・音訳者養成講座を開催します。 | |
| 実 績 | (決算額) 報償費 5,490,950 円 | |
| | 蔵書数等 (平成30年3月31日現在) | |
| | 年間利用者数等 (平成29年度実績) | |
| | 利用件数 (利用者、図書館、音訳者等) | 延 22,437 件 月平均 1,870 件 |
| | 貸出実績数 | 延 16,663 件 月平均 1,389 件 |
| | (内訳) | |
| | 録音図書 | 1,260 巻 105 巻 |
| | C D 図書 | 4,839 枚 403 枚 |
| | 点字図書 | 69 冊 6 冊 |
| | ミュージックテープ | 5 巻 1 巻 |
| | 録音雑誌 | 0 巻 0 巻 |
| | C D 雑誌 | 10,253 枚 854 枚 |
| | 点字雑誌 | 237 冊 20 冊 |
| | 利用登録者数 | 201 人 前年度比較 |
| | 録音図書 | 20,756 巻 + 17 |
| | C D 図書 | 5,535 枚 + 133 |
| | 点字図書 | 4,340 冊 + 62 |
| | 講座・講習会等 (平成29年度実績) | |
| | 点字講習会 | 毎週 1 回 延 40 回 延 269 人 |
| | 音訳者連絡会 | 延 2 回 延 82 人 |
| | 音訳者現任講習会 | 延 2 回 延 69 人 |
| | 音訳者養成講座(中級) | 延 16 回 延 118 人 |
| | 施設見学会 | 1 回 42 人 |

| | | |
|-----|--|---|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 9 中途失聴・難聴者向け手話講習会 | 区 |
|-----|--|---|

| | |
|----|--|
| 概要 | (目的) 中途失聴・難聴者が手話を学ぶための場を提供することで、手話の基礎的知識を習得し、手話技術を学ぶことによって、実生活の中で聴覚障がい者の意思疎通増進を図ります。 (内容) 入門(要約筆記通訳付き)・初級レベル(合わせて1年間) (対象) 区内在住・在勤及び在学の聴覚障がい者とその家族 |
| 実績 | 年間20回実施、参加者 14人 委託料 784,000円 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 区 10 聴覚障がい者理解啓発講座 |
| 概要 | (目的) 障害者差別解消法施行にあたり、聴覚障がいについて知ることにより、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等の理解啓発を目的とします。 全3回、3コース 各コースとも定員30人(先着順) (内容) 1 ろう者について知ろう 2 中途失聴・難聴者について知ろう 3 手話を学ぼう (対象) 区内在住・在勤及び在学の者 |
| 実績 | 委託料 172,000円 昼コース 7月24・31日、8月7日 14時～16時 夜コース 10月18・25日、11月1日 19時～21時 日曜コース 1月28日、2月4・11日 14時～16時 参加者 昼コース 12人 夜コース 7人 日曜コース 13人 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 都補助(都1/2、区1/2) 11 作業所ネットワーク事業 |
| 概要 | (目的) 就労継続支援施設B型通所施設利用者の工賃アップ、勤労意欲の向上を進めます。 (内容) ネットワーク会議「大田区生産活動支援施設連絡会」を活用して、就労継続支援施設B型通所施設を取りまとめて、製品販路及び受注先開拓を行い、共同製品受注、共同製品開発に向けた取り組み・活動を実施します。 ※委託先 社会福祉法人東京コロニー東京都大田福祉工場 ※平成30年度から事務局を志茂田福祉センターに移管して実施します。就労継続支援施設B型通所施設利用者の工賃アップのために「おおむすび」のロゴマークを商標登録・活用し、新たな自主生産品の開発や共同販売イベントを実施する予定です。また、「おおむすび」による自主生産品のPR写真を掲載したパンフレットを作成し、「おおむすび」ブランドのPRを強化する予定です。 |
| 実績 | (決算額) 委託料 606,000円 (内訳) ・受注先開拓、製品販路の開拓、共同受注事務、魅力的な製品開発に向けた技術支援に関する人件費 276,000円 ・自主生産品販売促進を目的とするホームページ制作・管理にかかる費用 330,000円 |

| | | |
|-----|---|---|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 12 オーダーメイドの福祉用具製作事業 | 区 |
| 概要 | <p>(目的) 障がいの状況は一人ひとり異なります。「このような物があったら便利」というニーズと、区内ものづくり企業の技術力をマッチングさせ、オーダーメイド型福祉用具を製作します。区内の福祉・産業・研究機関と連携した大田区ならではの取り組みを展開します。</p> <p>(内容) 障がい者から福祉用具製作についての相談を受付けます。ニーズに応じて個別に対応、市販品の福祉用具の紹介や微調整、取扱い事業所等を紹介します。</p> <p>(対象) 区内在住の障がい者（主に身体障がい者）</p> | |
| 実績 | <p>(決算額) 0 円</p> <p>障がい者と企業のマッチングを図るにあたってのニーズ把握のため、平成 29 年 11 月に区内の障害者通所施設に福祉用具についてのニーズ調査を実施した。障がい者総合サポートセンターの相談支援部門窓口において福祉用具の利用や整備についての相談に対応することを明示し、ホームページでも周知を行った。</p> <p>産業振興課連携推進担当と協議を重ねた結果、障がい者総合サポートセンター内でできる軽微な補修等についてはサポートセンター内で随時対応し、新製品製作の必要性が高い相談があった場合には産業振興協会の受発注相談サービスに照会することとして事業についての整理を行った。</p> <p>さぽーとびあスペシャル・デーにて地域包括支援センター新井宿と連携し、福祉機器の展示及び健康測定等の体験会を実施した。</p> | |

| | | |
|-----|--|----------|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 13 障害者就労支援事業 | 都補助（都定額） |
| 概要 | <p>(目的) 就職を希望し、かつ就職する能力を持った障がい者に対して、職業訓練や生活等の就労準備支援を行うとともに就労を促進します。また、就労後の職場定着を図るための支援を行います。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談事業 障がい者の就労に関することの総合相談（本人・家族・企業）、職業評価 2 就労移行支援事業 就労準備支援（職業訓練・就労適性検査）、職場開拓、職場実習（通勤支援・職務分析）、リセット事業（職場復帰訓練、スキルアップ訓練） 3 就労定着支援事業 職場定着支援（会社訪問等）、離職時支援、就労生活支援（福祉サービス利用支援、将来設計相談等）、就労者自助活動支援（「たまりば」事業）、リセット事業（職場復帰訓練、スキルアップ訓練） 4 ネットワーク構築事業 ネットワーク会議（4 会議）の開催、ネットワーク事業の実施（就労者激励会、就労促進懇談会、事業所見学会、就労支援担当者セミナー、専門部会公開セミナー（体験実習報告会等）、就労情報の提供、障がい者就労に関することの調査・研究・周知 | |
| 実績 | <p>報償費・食糧費・消耗品費・郵便料・保険料・委託料・負担金・扶助費 6,468,735 円</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規職業相談者数 179 件 (精神障がい 66 人・知的障がい 28 人・身体障がい 49 人発達障がい等 34 人・高次脳機能障がい 22 人・難病 2 人・その他 36 人) *重複含む 2 就労移行支援事業所利用者 定員 20 人 延べ利用者数 181 人 3 職場実習 企業実習 69 人、公共機関での体験実習 177 人 4 新規就労者数 149 人（通所施設等 112 人 特別支援学校等 37 人） 5 定着支援者数 753 人 | |

| | |
|--|--|
| | <p>「就労支援センター541人（*離職者15人たまりば登録のみ17人を含む） 区内通所施設等212人」</p> <p>6 たまりば事業 実施回数47回 延べ参加者数1,940人</p> <p>7 就労促進担当者会議 年12回 参加機関41所 延べ参加者数518人</p> <p>8 ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会就労支援部会公開セミナー 参加者総数85人 ・就労者激励会 参加総数525人（就労者300人 企業111人 関係機関114人） ・就労促進懇談会 参加総数139人（企業72人 関係機関67人） ・事業所見学会 休止 ・就労担当者セミナー 参加総数43人（①14人 ②14人 ③15人） ・公開生活講座【主に知的障がい対象】 参加総数83人（当事者47人） ・公開生活講座【主に精神障がい対象】 参加総数44人（当事者23人） ・清掃技術講座 参加総数28人（当事者18人） ・就労者家族向け講演会 98人（家族92人 当事者4人 支援者2人） ・支援者向け就労移行支援事業所説明会 参加者総数47人 ・企業向け移行支援事業所見学会 休止 ・職場体験実習報告会 参加者総数100人（本人50人 関係機関40人 企業10人） ・就労者と就労希望者の交流会 参加者総数38人（就労者・希望者22人、支援者16人） |
|--|--|

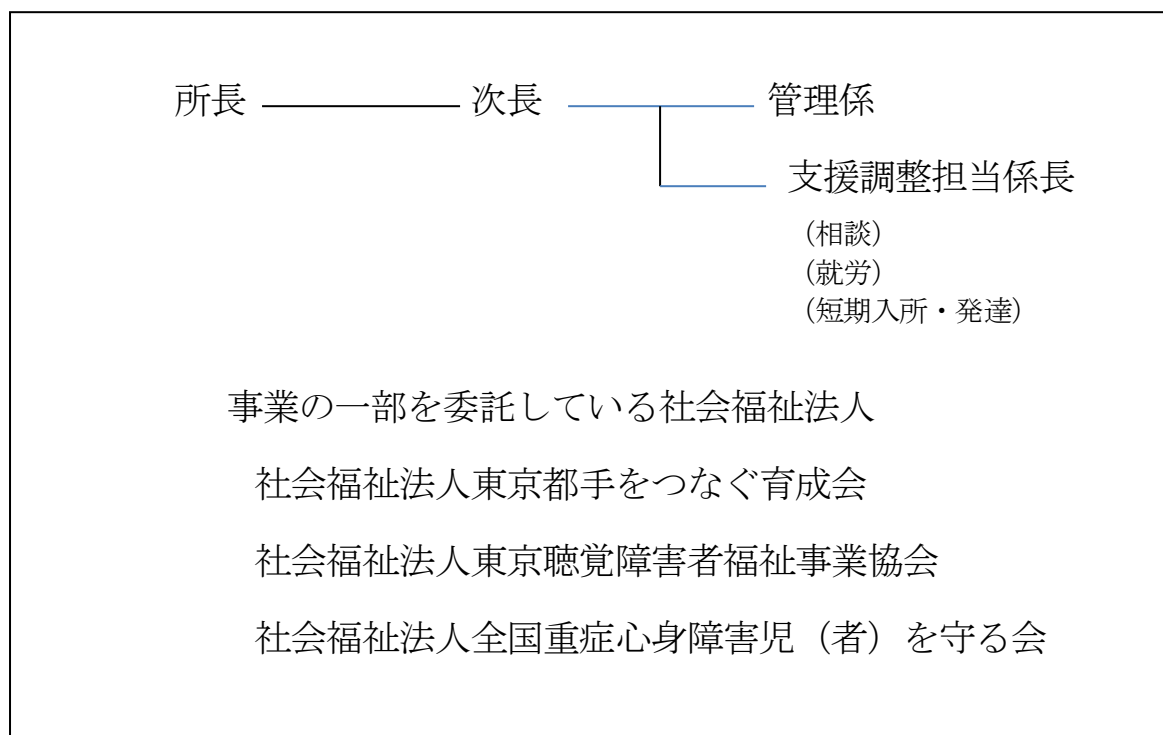
| | |
|-----|--|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 14 青少年健全育成事業 |
| 概要 | <p>1 若草青年学級 18～35歳までの知的障がいのある青年の余暇活動を支援します。 学級生 60人 趣味講座の開催（軽スポーツ、料理、音楽、フラワーアレンジメント）、 運動会、宿泊行事など</p> <p>2 コスモス青年学級 18～35歳までの肢体に障がいのある青年の余暇活動を支援します。 学級生 7人 ミーティング、スポーツ大会、外出行事、宿泊行事など</p> |
| 実績 | <p style="text-align: right;">13,610,623円</p> <p>1 若草青年学級 学級生：60人、通常活動 16回（8回×2グループ）、 宿泊研修2回（1回×2グループ） 委託料 10,578,475円</p> <p>2 コスモス青年学級 学級生：7人、活動回数：8回、宿泊研修：1回 委託料 3,032,148円</p> |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンターの建設 区 |
| 概要 | <p>(目的) 障がい者総合サポートセンターの建設工事を実施し、平成27年3月に開設しました。今後は、サポートセンターの機能の拡充及び保健・福祉に係る機能の充実のため隣接地（大森医師会跡地）を活用し二期工事を行います。</p> <p>(内容) 平成27・28年度 二期工事部分の基本設計・実施設計 平成29・30年度 工事 平成30年度中 竣工・開設</p> |

| | | |
|----|--|---------------|
| 実績 | 平成 29 年度 障がい者総合サポートセンター二期工事 369,793,216 円 | 369,793,216 円 |
|----|--|---------------|

| | | |
|-----|--|---|
| 事業名 | 障がい者総合サポートセンター増築部分の開設 | 区 |
| 概要 | <p>(目的) 障がい者総合サポートセンターの機能拡充のための増築工事竣工後、増築施設については平成 31 年 3 月にグランドオープン予定です。 医療的ケアもある重度の障がいのある方が利用できる短期入所と、学齢期の発達障がい児の相談から療育までの支援を実施してまいります。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 短期入所部門 (仮) ※増築施設 2・3 階部分 医療的ケアもある重症心身障がい児者の利用を中心とした短期入所事業 2 児童発達支援部門 (仮) ※増築施設 4・5 階部分 学齢期を中心とした発達障がい児支援事業 障害児相談支援事業・放課後等デイサービス 3 共生型地域交流カフェ ※増築施設 1 階部分 | |
| 実績 | <p style="text-align: right;">決算額 6,999,705 円</p> <p>平成 29 年度障がい者総合サポートセンター増築施設部分開設準備業務委託 ※社会福祉法人 全国重症心身障害児 (者) を守る会に業務委託</p> <p>平成 30 年度予算編成のための業務 検討会にて、法人内職員配置計画及び研修計画、必要となる設備の検討、大田区と委託事業者との確認事項への対応を実施。</p> | |

組織体制



所管事務

〈大田区立障がい者総合サポートセンター処務規程による〉

支援調整担当係長

- (1) 特定相談支援事業、一般相談支援事業及び障害児相談支援事業に関する事。
- (2) 自発的活動支援事業に関する事。
- (3) 基幹相談支援センターに関する事。
- (4) 自立支援協議会に関する事。
- (5) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業の運営に関する事。
- (6) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動推進に関する事。
- (7) 障害者の虐待防止センターに関する事。
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事（他の係に属するものを除く。）。
- (9) 障害者の就労に係る総合相談及び情報提供に関する事。
- (10) 就労移行支援事業の運営に関する事。
- (11) 障害者の就労定着支援に関する事。
- (12) 障害者就労支援ネットワーク事業の実施に関する事。
- (13) 障害者就労支援の調査及び統計に関する事。
- (14) 短期入所事業の運営に関する事。
- (15) 学齢期の発達障害児の支援に関する事。
- (16) 放課後等デイサービス事業の運営に関する事。
- (17) 診療所事業の運営に関する事。
- (18) 障害者（児）の健全育成事業に関する事。
- (19) 理解促進研修及び啓発事業に関する事。
- (20) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (21) その他区長が必要と認める事業に関する事。

管理係

- (1) サポートセンターの庶務及び経理に関する事。
- (2) サポートセンターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) サポートセンターの事業の調査及び統計に関する事。
- (4) 障害者（児）に対する施策の連絡調整及び実施に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 理解促進研修及び啓発事業に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 身体障害者福祉センターB型の事業に関する事。
- (7) 声の図書室の運営に関する事。
- (8) 施設の利用に関する事。
- (9) 障害福祉サービス等の情報提供に関する事。
- (10) 意思疎通支援事業に関する事。
- (11) 手話奉仕員養成研修事業に関する事。
- (12) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しないサポートセンターに関する事。

アクセス

- 交通手段**
- ① JR京浜東北線大森駅西口からバス
東急バス：池上駅行き、蒲田駅行き、洗足池行き、上池上循環(外回り)、荏原町駅入口行きにて「大田文化の森」下車
 - ② 東急池上線池上駅からバス
東急バス：大森駅行き、大井町駅行き、品川駅行き、上池上循環(内回り)にて「大田文化の森」または「入新井第四小学校」下車
 - ③ 東急大井町線荏原町駅からバス
東急バス：大森駅行き、蒲田駅行きにて「大森日赤前」下車
 - ④ JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線 蒲田駅西口からバス
東急バス：大井町駅行き、品川駅行き、荏原町駅入口行きにて「大田文化の森」「入新井第四小学校」下車



大田区中央4丁目30番11号

居住支援部門利用者の送迎バスを活用して、送迎の間の時間帯にルートバスを運行します。

- 利用対象** サポートセンターにご用件のある方に限ります。
- 定員** 1号車 座席数19席、車いす2台分 2号車 座席数9席、車いす5台分
- 利用料** 無料
- 利用時間** サポートセンター窓口に時刻表を掲示します。HPでもご確認できます。
- 運行経路** 平日コースと土日祝コースがあります。

| | |
|------------------|---|
| 大森コース | サポートセンター→大森駅東口→平和島駅→サポートセンター |
| 下丸子コース | サポートセンター→池上駅→下丸子駅→池上駅→サポートセンター |
| 蒲田コース | サポートセンター→大田区役所(蒲田駅東口)→蒲田地域庁舎(平日のみ停車)→京急蒲田駅→サポートセンター |
| 糎谷・羽田コース | サポートセンター→糎谷・羽田地域庁舎(平日のみ停車)→大鳥居駅→サポートセンター |
| 蒲田・大森コース(土日祝コース) | サポートセンター→大田区役所(蒲田駅東口)→京急蒲田駅→平和島駅→大森駅東口→サポートセンター |

バス乗降場所は、サポートセンター窓口にあるチラシやHPでご確認ください。

<問い合わせ先>

代表(管理係) 電話 03-5728-9133 FAX 03-5728-9136
メール supportpia@city.ota.tokyo.jp

相談支援部門 電話 03-5728-9433 FAX 03-5728-9437

<営業時間>

代表(管理係) 月曜～金曜 8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始は休み
相談支援部門 月曜～金曜 8:30～19:00
土曜、日曜、祝日 8:30～17:00
年末年始は休み